

池田高校通学バス運行要領

(令和5年 9月15日制定)

(趣 旨)

第1条 この要領は、北海道池田高等学校（以下「池田高校」という。）の振興対策事業の一環として、生徒確保と遠距離通学生の通学負担軽減等を目的として実施する、池田高校通学バス（以下「通学バス」という。）の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行日)

第2条 通学バスの運行日は、11月1日から翌年3月31日までの間における池田高校の授業日を基本とする。ただし、当該日でないときにおいても、北海道池田高等学校長が、必要があると認めた場合は、町長と協議し、運行することができる。

(運行車両)

第3条 通学バスの運行に当たり使用する車両は、次に掲げる車両とする。

- (1) 登録番号 帯広 200 さ 360（平成25年式、定員29人）
- (2) 登録番号 帯広 200 さ 563（令和2年式、定員29人）
- (3) 前2号の外、別途町長が指定する車両

(運行経路)

第4条 通学バスの運行経路は、「いきがいセンター（起点）－池田駅－池田高校（終点）」とする。

(利用することができる者の範囲)

第5条 通学バスを利用できる者は、池田高校に通学する生徒で、次の各号のいずれかに該当し、町長から利用を許可された者とする。

- (1) 町外から公共交通機関を使用して池田高校へ通学する者
- (2) 池田町民であって、生活の本拠としている住居が、池田町コミュニティバス（池田町との協定により道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく許可を受けた事業者が運送に供する自動車を用いる。）の路線から一般に利用し得る最短の経路で300メートル以上離れている者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(利用の申請)

第6条 通学バスに乗車しようとする者は、あらかじめ池田高校通学バス利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

(登録証)

第7条 町長は、前条に規定する申請の許可（以下「乗車許可」という。）をしたときは、池田高校通学バス利用登録証（別記様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 利用者は、通学バスに乗車する際は、前項の登録証を携帯しなければならない。
- 3 登録証を紛失又は汚損したときは、届出により再交付することができる。
- 4 登録証の交付を受けた者が第5条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに登録証を返還しなければならない。

（登録証交付台帳の整理）

第8条 町長は、登録証を交付したときは、池田高校通学バス利用登録証交付台帳（別記様式第3号）に必要な事項を記載し、整理するものとする。

（係員の指示）

第9条 利用者は、運転者その他の係員が運送の安全と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

（許可の取消し等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、乗車許可を取り消すことができる。

- （1）登録証の提示を拒んだとき。
- （2）不正に登録証を使用したとき。
- （3）虚偽の申請その他不正な手段により登録証の交付を受けたと認められるとき。
- （4）運転手、又は係員の注意事項に従わなかったとき。
- （5）乗車させることが運行上危険であると運転手が判断したとき。
- （6）他の利用者に危害を加えるおそれがあるとき。又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- （7）前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け及び継続を拒絶することができる。

- （1）通学バス本来の目的に支障を及ぼすとき。
- （2）当該運送に適する設備がないとき。
- （3）当該運送に関し、利用者から特別な負担を求められたとき。
- （4）当該運送が公の秩序又は善良な風俗に反するものであるとき。
- （5）付添人を伴わない重病人。
- （6）前条の規定に基づく係員の指示に従わない者。

（利用料）

第12条 通学バス運行の利用料は無料とする。

（運行業務の委託）

第13条 町長は、通学バス運行の業務を委託することができる。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 4月15日から施行する。